

令和3年度税制改正のポイント

令和3年度税制改正について解説します。

I 企業関係

1 生産性向上を支援！設備投資減税の見直し・延長

(1) 中小企業基盤強化税制の見直しと2年延長 ～対象設備の追加～

中小企業が生産性向上やテレワーク等に資する設備投資を支援するため、中小企業基盤強化税制(注)について計画認定手続きの柔軟化や対象設備(D類型)の追加、適用期限の2年延長が行われます。(所得税についても同様)。

(注)中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づいて、設備投資を行った場合に、即時償却又は税額控除(10%※)のいずれかを適用できる制度

※資本金3,000万円超1億円以下の中小企業者等の税額控除率は7%

適用対象設備

類型	生産性向上向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)	デジタル化設備(C類型)
要件	生産性が旧モデル比 1%以上向上する設備	投資収益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置 (160万円以上/10年以内) ・ 測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ・ 器具備品 (30万円以上/6年以内) ・ 建物付属設備 (60万円以上/14年以内) ・ ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70万円以上/5年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置(160万円以上) ・ 工具(30万円以上) ・ 器具備品(30万円以上) ・ 建物付属設備(60万円以上) ・ ソフトウェア(70万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置(160万円以上) ・ 工具(30万円以上) ・ 器具備品(30万円以上) ・ 建物付属設備(60万円以上) ・ ソフトウェア(70万円以上)
その他要件	生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません)/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等		

M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備(D類型)」を追加

(注)計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

※図表は「令和3年度(2021年度)経済産業省関係 税制改正について」(令和2年12月経済産業省)をもとに作成

適用 令和5年3月31日まで

(2) 中小企業投資促進税制の見直しと2年延長～対象業種の追加など～

生産性向上を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却(30%)又は税額控除(7%)のいずれかを適用できる中小企業投資促進税制について、以下の見直しとともに適用期限の2年延長が行われます。(税額控除は、資本金3,000万円以下の中小企業又は個人事業主が対象。)

○対象業種に、不動産業や物品賃貸業、料亭やバー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る)などを追加。対象法人に商店街振興組合を追加

○商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種を取り込む形で制度を一本化

○対象となる設備

- ・機械装置(160万円以上)
- ・測定工具及び検査工具(120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上)
- ・一定のソフトウェア(70万円以上、複数合計でも可)
- ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象)

適用令和5年3月31日まで

参照：「事務所通信 令和3年度改正税法特集号」TKC